

平成30年

寒河江市農業委員会第6回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第6回総会

日 時 平成30年6月25日（月）午前9時00分  
会 場 寒河江市役所 議会会議室

### 出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
10 番 奥 山 浩 二	11 番 菊 地 弘 美	12 番 渡 辺 裕 之
13 番 眞 木 早百合	14 番 新 宮 しのぶ	15 番 鈴 木 久 一
16 番 石 山 邦 一	17 番 菅 井 孝 一	18 番 木 村 三 紀

### 事務局

事 務 局 長 門 口 隆 太	事務局長補佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 高 子 英 晴	総 務 係 長 菊 地 亮
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 農地の現況変更について
- (3) 工事進捗状況報告書について

### 議事

- (1) 議第24号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第25号 事業計画変更申請の審議について
- (3) 議第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第28号 農用地利用集積計画書の審議について
- (6) 議第29号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

(案) と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画  
(案) について

開会 午前 9時12分

木村議長 ただいまより、寒河江市農業委員会第6回総会を開催します。

初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、1番・相原 稔委員、16番・石山邦一委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について、質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局(農地主査) ありません。

木村議長

それでは早速議事に入ります。

議第24号から議第29号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第24号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第25号「事業計画変更申請の審議について」
- (3) 議第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (5) 議第28号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (6) 議第29号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）と平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」

以上、議第24号から議第29号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第28号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番土屋委員、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る6月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査

会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件1件を実施し、審査しました。

議第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位5番柴橋木の沢地区の農家住宅建築用地敷地への追認の転用申請です。申請地は高速道路と県道天童大江線の交差する付近、左沢線沿いの農地です。住宅をリフォームした際、隣接する農地にも住宅が建っていることがわかり、今回この違法状態の解消するもので、やむを得ないと判断しました。

議第28号「農用地利用集積計画書の審議について」、貸借権設定（農地利用集積円滑化事業）XXXXXXXXXXについて、再設定ではありますが、農地を荒らしている者が借りるのはいかなものかとの意見があり、地区審査において十分な審査をお願いします。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いします。事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。

サクランボ時期で大変お忙しい時期だと思いますので、30分程度としまして、9時50分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時21分

再開 午前 9時56分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第24号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋喜久夫委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第24号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

6ページをお開きください。

(議案書順位36番朗読)

■■■■さんのほうは借人(父)の労力不足による子への借人変更ということで、お父さんが高齢であるために息子さんでお借りしたいという申請でございます。息子さんは今月越地区にあるサ克蘭ボの団地の中に彼のサ克蘭ボが50アール以上あるんです。そこを■■■さんが中心になってつくっているというようなところでございます。場所的には元町から高瀬大橋にいく道路の東側、石山酪農さんの西側、ちょうど真ん中辺で、この土地を■■■■さんが借りることで農道につくということですので、現況もサ克蘭ボをつくっておりますので何ら問題がないということで、15日に佐藤委員、小野推進委員とともに現地を確認してまいりました。地区審査でも異議ございません。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木久一委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。  
7ページをお開きください。

(議案書順位38番朗読)

この案件につきまして、6月14日、加藤委員と、國井推進委員と現地を見てまいりました。現地は寒河江バイパスのちょうど西根のアグリと信号機ありますが、そこからちょっと北に行ったところに、バイパスから河北町溝延のほうに行く道路がありますが、もう1本北側の農道沿いにありまして、そこに人が飛び越えられないぐらいの内川という川がございますが、そののところにあります。

ここにありますように、従来より■■■■■さんの畑を■■■■■さんが借りておりましたけれども、ハウスが古くなったということで、ハウスを建て替えしたい、サクランボの雨除けハウスなんです、それを建て替えしたいということで考えたところ、今回の所有権移転というふうになったところがございます。今後もサクランボを栽培する、また周辺もサクランボとかそういった畑地帯でありまして、周辺に及ぼす影響もないということで、計画どおりであれば問題ないというふうに見てまいりました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

次、高松・醍醐地区、猪倉通文委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。2番、猪倉です。



(議案書順位 39 番朗読)

この件につきまして、6月14日、影沢委員、相原委員、鬼海推進委員と4人で見てまいりました。ここは譲渡人の■■■■さんの住宅がありましたけれども、これを■■■■さんが購入いたしまして、通称屋敷畑というか、そういうわずかな面積でしたけれども、そこを一緒に購入するという事で農地の申請がありました。たまたま14日に■■■■さんの奥さんに会いまして、ここどうするのやと言ったら、一応家庭菜園をつくるというような話を直接聞きましたので、それであれば問題はないだろうと思います。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮しのお委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。14番、新宮です。

6ページをお開きください。

(議案書順位 37 番朗読)

こちらの件につきまして、6月9日に木村会長と眞木委員、菊地推進委員と一緒に現地調査をしてきました。こちらは幸生に行く途中の左側の田んぼであって、今現在は菊地推進委員が作付しているのですが、譲渡するという話が出てきたことで、菊地推進委員のほうでは要らないということで、譲受人の■■■■さんが今後作付することになり、耕作不便のため買い取り、引き続き田として利用するものになりました。周辺

の農地への影響はないと思いますので、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位36番から39番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第24号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第24号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第25号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、鈴木久一委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

議第25号「事業計画変更申請書の審議について」。

9ページをお開きください。

(議案書順位4番朗読)

この関係につきまして、6月15日、土田委員と渡邊推進委員と現地を見てまいりました。現地は、寒河江川にかかる三泉橋ありますが、そこから河北町谷地に行く県道がありますけれども、途中、江戸屋というそば屋さんがありまして、そこから谷地に向かって右側に行きますと溝延のほうに行く道路があるわけですが、その角前がちょうど江戸屋さんというそば屋さんなんですけれども、その続き、谷地側の北側になる場所であります。ここにありますように、従来から買収をしたんですが手つかずだったというような状況で、ちょうど■■■■さん、あるいは■■■■さんの自宅が江戸屋さんの、先ほど言いましたけれども溝延に行く道路の南側、反対が後藤さんの自宅になっていまして、その自宅も今回の県道の拡張工事にかかるということで、このたび申請しなおしてその作業を進めていきたいというふうな状況になりました。

いずれも、今申しあげましたように住宅との間の農地でありますけれども、そんなことで周辺への影響はないというふうに見てまいりましたし、また地区審査でも異議はございま

せんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉通文委員、お願いします。  
猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。2番、猪倉です。

(議案書順位5番朗読)

これにつきまして、6月14日、影沢委員、相原委員、川越推進委員とともに現地を確認してまいりました。ここに書かれているとおり、■■■■さんはアパート住まいをしているということで、農家をやっているんですけども農繁期のときはアパートに帰っていくのが大変で実家に泊まることがあります。そうした理由から申請地に自宅を建築することにしました。申請地は学校も近く、通勤しやすく、環境もよく、子育てに最適だということで判断したものであります。継承者の■■■■さんが申請しなおすということで、これにつきまして、地区審査でも異議はございませんでした。

現地は農道と市道、ちょうど農業校舎の敷地の田んぼの隣、近くだったんですけども、■■■■さんほかの地区に住んでいて、住宅が近所にはないような状態なんですけれども、申請どおりに建築すれば何ら問題はないと、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説

明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位4番は、住宅建築用敷地への転用になっています。申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域にありまして、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

順位5番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は、JR左沢線羽前高松駅から500メートル以内の区域にある農地で、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、集落に接続して建設されるもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

なお、議第27号、農地法第5条での審議もお願いします。以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、それでは採決します。

議第25号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第25号は原案のとおり承認相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

柴橋地区、奥山浩二委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員 はい、議長。10番、奥山です。

議第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

11ページをお開きください。

先ほど、事前審査会の報告の中にありました案件です。

(議案書順位5番朗読)

先ほどの職務代理者からの報告にもありましたように、事前審査会で現地を見てまいりました。主要地方道天童大江線と国道287号線との交差点から大江町のほうへ500メートルほど進んだところで、地方道の道路沿いに住宅がありまして、その裏に当たるところです。その隣はJR左沢線の敷地というふうになって、それらの住宅と線路に挟まれた狭い土地で、本当に裏庭というふうなところでした。申請人のほうは、長らく宅地と思い込んで家庭菜園等として利用していたようですが、このたび住宅のリフォームを行ったところ、調べてみたら農地であったということで、訂正するために今回の申請となった次第です。場所は、先ほど言ったようにJRの線路のすぐ脇、右側のほうにも住宅があって、周囲に農地

とか園地というものもありませんので、周囲に与える影響なども考えられません。ということで、追認の形というふうになりますが、認めてもよいのではないかというふうな感じですか。地区審査のほうでも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）

順位 5 番は、農家住宅建築用敷地の追認の転用申請になります。申請地は農用地区域内の農地で、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断します。集落に接続して建設されるものであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

意見がございませんので、採決します。

議第 26 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第26号は原案のとおり承認相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、土屋喜久夫委員、お願いします。土屋委員。

土屋委員 はい、議長。4番、土屋です。

議第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

13ページをお開きください。

今回、寒河江が7件、南部が1件ということで、いずれも用途区域内の農地でありました。15日、午前中に佐藤委員と小野推進委員、午後から渡辺委員と今井推進委員と現地を確認してまいりました。結果については最後に一括して申し上げます。

(議案書順位24番朗読)

ここは、ちょうど山形交通の寒河江営業所の南に位置するところで、十字路の西南角でございます。南には住宅、西側には住宅が建っているところでございます。

(議案書順位25番朗読)



ここは、ちょうど本楯の公民館から溝延街道というか、東東風に向かう道路の住宅と住宅の間に挟まれた田んぼでございます。ここに12戸のアパートを建設するということでございます。

(議案書順位26番朗読)

ここも、ちょうど申請地の北側に本人の住宅がございます。その住宅を事務所として使っておりましたけれども狭くなった、ちょうど南側に道路に面したところに農地があったということで譲り受けて、そこに事務所と駐車場をつくるという申請でございます。周囲には農地もございますけれども、東側のほうに住宅、農地もございますけれども、南側、西側には工場やら住宅があるということで、何ら問題ないんだということ、現地を確認してまいりました。

(議案書順位27番朗読)

場所的には、お一ばんから本楯に行く途中の本楯街道のすぐそばというところにあります。自分の農地が10アールありますけれども、その中の道路沿いに家を建てたいということで、申請どおりであればこれも問題ないというところを確認してまいりました。

(議案書順位28番朗読)

これも、先ほど上がりました■■■■さんの件のくでありまして、山交寒河江営業所のすぐ南にあります。東にも南にも西にも住宅が建っていてその農地だけが残っていた、そこに6世帯入るアパートを建てるというところがございます。

(議案書順位 29 番朗読)

息子さんが山形に住んでいるんですけれども、お父さんも高齢になったということで、自分のお父さんの農地に家を建ててお父さんの面倒を見たいというような申請であったようであります。

(議案書順位 30 番朗読)

ここは、ちょうど古澤酒造さんの南、ほなみ団地から1歩入った土地で、ほなみ団地の大通りからちょっと1本西に入ったところでございます。古澤さんの大きな沼があったところの隣というようなことでございます。住宅地の真ん中でございます。

15ページをお開きください。

(議案書順位 33 番朗読)

これは、石山鉄工所、ヤマザワさんのほうから陵南中学校に向かう途中の元町にセブン-イレブンがございます。そのセブン-イレブンから南に入った土地でございます。そこも区画整理地内の南側にも住宅が建っているということで、15日に現地を確認してまいりました。また事前審査会、地区審査会でも申請どおりであれば何ら問題ないということで見えてまいりました。

報告を終わります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、奥山浩二委員、お願いします。奥山委

員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。  
15ページ、そのままごらんください。

(議案書順位31番朗読)

6月14日に、石山委員、石倉推進委員とともに現地確認を行いました。現地は、前回の総会でも第5条の許可申請、順位17番で出されていたところと隣接する土地で、具体的に言いますと、287号線と主要地方道天童大江線の交差点、交差点にファミリーマートがあるんですが、ファミリーマートを見て裏に佐藤灯油屋さんがあるんですが、その自宅の裏手に当たるところです。実際行ってみますと、場所は既に■さんの敷地のようになっている中にわずか6平米ほど食い込んでいるというふうなところでした。その隣のほうは、前回の総会するときにも許可申請を出して認められた土地ということで、完全に住宅用の造成がされているという状況でした。周囲に対する影響等もないということで、許可しても問題はないかなと考えたところでした。地区審査のほうでも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉通文委員、お願いします。  
猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。2番、猪倉です。

(議案書順位32番朗読)

この案件は、先ほどの事業計画変更届にありました案件の続きであります。

譲渡人の■■■■さんが当初計画したものを譲受人の■■■■さんが転用を申請するということにし直しまして、これを6月14日、影沢委員、相原委員、川越推進委員と4人で現場を見てまいりました。譲受人の申請どおりであれば、何ら問題ないと思います。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） 順位24番、順位27番、順位29番、順位33番は、住宅建築用敷地への転用となります。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は、原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

順位25番は、共同住宅建築用敷地への転用になっています。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位26番は、社屋建築用敷地への転用となります。申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域内農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

順位28番は、貸家建築用敷地への転用の申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、

第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位30番は、宅地分譲用敷地への転用となっています。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位31番は、敷地の拡張の転用申請になっております。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、既存敷地の拡張であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位32番は、事業計画変更の15番で説明したので省略します。

いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第27号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第28号「農用地利用集積計画書の審議について」、4番・土屋喜久夫委員、9番・佐藤義広委員、12番・渡辺裕之委員が関係委員になっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、菅井会長職務代理者、お願いします。

また、あわせて先ほど事務局からの報告がありました[ ]の件についても報告をお願いします。

菅井会長職務代理者 はい、議長。

議第28号「農用地利用集積計画書の審議について」。  
18ページをごらんください。

(議案書朗読)

先ほどの件ですけれども、[ ]については、みんな話し合った結果、借りている土地が非常に余りよくないということですが、今後もほかに借りる人もいないであろうということ、貸す方もいるわけですので、一概に簡単に貸さないとは言えないということで、我々一同、今まで

どおり見守って、指導、意見を言っていくという形で、今回はこのとおりいくということでございます。

集計表の21ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査では異議がございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木久一委員、お願いします。  
鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。15番、鈴木です。

同じく18ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも中核農家あるいは専業農家でありますので、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、柴橋地区、奥山浩二委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。

20ページをごらんください。

(議案書朗読)

こちらの貸借、借受人のほうは大江町のほうで新規に入った方で、一生懸命やっておられるようですので特に問題はな  
いかと思います。地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件につ  
いて、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件  
を満たすと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事  
務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします  
す。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第28号「農用地利用集積計画書の審議について」、原  
案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第28号は原案のとおり決定いたし



ました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第28号は原案のとおり決定したことを報告します。

なお、先ほどの職務代理者の報告にもありました[REDACTED] [REDACTED]につきましては、今後、農業委員会、また寒河江地区の農業委員の方が責任をもって指導を確保するということであり、農業委員会としても全面的にバックアップをしていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げます。

木村議長

次に、議第29号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐） はい、議長。

第29号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」、ご説明申し上げます。

23ページをごらんください。

初めに、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）からご説明申し上げます。

I 農業委員会の状況（平成30年4月1日現在）の1農業の概要ですが、耕地面積は耕地及び作付面積統計の数字で、田1,450ヘクタール、畑1,120ヘクタール、合計2,570ヘクタールになります。経営耕地面積は201

5年農林業センサスの数字ですので、平成28年度と同様になります。遊休農地面積は平成29年度に実施した農地パトロール利用状況調査の集計で、田17.5ヘクタール、畑38.4ヘクタール、合計55.9ヘクタールです。農地台帳面積は農業委員会で管理している台帳面積で、田1,557ヘクタール、畑1,456ヘクタール、合計3,013ヘクタールとなっております。

農家数、農業者数につきましては、2015年農林業センサスに基づいた戸数及び人数になります。認定農業者数等につきましては、寒河江市の農林課において把握している数字で、記載のとおりとなっております。

2 農業委員会の現在の体制ですが、平成29年7月19日までは旧制度に基づく委員会の体制となっており、7月20日より新制度に基づく農業委員会体制に移行し、農業委員数及び農地利用最適化推進委員数の内訳は記載のとおりとなっております。

24ページに移ります。

II 担い手への農地の利用集積・集約化の1 現状及び課題は、現状、管内の農地面積は先ほど申し上げましたが2,570ヘクタール、これまでの集積面積は1,550ヘクタールで、集積率は60.31%となっております。課題につきましては記載のとおりとしております。

2 平成29年度の目標及び実績ですが、集積目標1,542ヘクタールに対し集積実績1,550ヘクタールでありまして、達成状況は100.52%となっております。また、前年度の実績、平成28年度の実績が1,532ヘクタールでしたので、面積は18ヘクタール増加しております。

3 目標の達成に向けた活動ですが、活動実績として、貸付希望の農地について、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善組合と農業委員及び農地利用最適

化推進委員が連携して、随時貸し借りの調整を行い、担い手への利用集積を図ったとしております。

4 目標及び活動に対する評価につきまして、目標に対する評価は、集積面積が前年と比べ増加し目標を達成できた。活動に対する評価は、平成28年度と同様になっておりまして、集積は進んできているが、担い手の確保及び面的集積が課題であるとしております。

25ページになります。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の1 現状及び課題及び2 平成29年度の目標及び実績になります。参入実績は2経営体で、達成率22.22%。参入実績面積は0.13ヘクタールで達成率は13.00%となっております。

3 目標達成に向けた活動の活動実績及び4 目標及び活動に対する評価ですが、記載のとおりです。平成28年度のものに農地利用最適化推進委員を加えたものとなっております。

26ページになります。

Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価の1 現状及び課題ですが、現状が管内農地面積2,625.9ヘクタール、遊休農地面積55.9ヘクタール、割合は2.13%となっております。

2 平成29年度の目標及び実績は、解消目標5ヘクタール、解消実績2.8ヘクタール、達成状況は56%となっております。

3 2の目標の達成に向けた活動ですが、活動実績としまして、農地の利用状況調査は調査員数94人、調査実施時期9月、調査結果取りまとめ時期10月から1月となっております。農地の利用意向調査は、調査実施時期が2月から3月、調査結果取りまとめ時期が3月となっております。調査数、

調査面積は記載のとおりです。

4 目標及び活動に対する評価の目標に対する評価は、平成28年度と同様としております。

27ページに移ります。

V 違反転用への適正な対応。

1 現状及び課題の現状は、管内農地面積2,570ヘクタール、違反転用面積0.28ヘクタールとなっており、平成29年度の実績は同数の0.28ヘクタールで増減はありませんでした。

3 活動計画・実績及び評価は、活動実績として、1月20日発行の広報紙に違反転用には罰則があることを記載しております。

以下は平成28年度と同様です。

28ページに移ります。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検から、30ページ、VIII 事務の実施状況の公表等につきましては、農地法関係の処理件数や農地所有適格法人からの報告書の提出状況、情報の提供等でありまして、記載のとおりとしております。

続きまして、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）につきましてご説明いたします。

31ページになります。

I 農業委員会の状況の1 農家・農地等の概要及び2 農業委員会の現在の体制につきましては、先ほどの点検・評価と同じです。

32ページになります。

II 担い手への農地の利用集積・集約化。

1 現状及び課題の現状は、こちらも点検・評価と同じとなっております。課題は、農業従事者の減少・高齢化等によりまして、貸し手が増える中で担い手が不足している。また、

圃場整備がされていない水田は受け手が少なく集積が進みにくいとしております。

2 平成30年度の目標及び活動計画は、目標集積面積1,560ヘクタールとし、目標の設定の考え方と活動計画は昨年度と同様としております。

Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。

1 現状と課題の新規参入の状況は、点検・評価と同じとなっております。課題としまして、新規参入者への情報提供や受け入れ体制の整備、農業経営や技術習得のための参入後のフォローアップなどが必要としております。

2 平成30年度の目標及び活動計画の参入目標数は4経営体、3ヘクタールとしております。また、活動計画は昨年と同様としております。

3 3ページに移ります。

Ⅳ 遊休農地に関する措置の1 現状と課題の状況につきましては、点検・評価と同じとなっております。課題として、耕作者の高齢化、担い手不足等により遊休農地が固定化してきている。また、一部解消しても新たな遊休農地が発生しているとしております。

2 平成30年度の目標及び活動計画の目標の遊休農地の解消面積は5ヘクタールとしております。目標設定の考え方としましては昨年と同様です。活動計画につきましても昨年度のものと同様としております。

Ⅴ 違反転用への適正な対応の1 現状及び課題の現状は、点検・評価と同じとなっております。

2 平成30年度の活動計画は、違反転用の是正指導で、昨年と同様としております。

以上で説明を終わります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第29号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第29号は原案のとおり決定いたしました。

「(案)」を削除をお願いします。

以上、これで本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

苦労さまでした。

閉会 午前11時02分

平成30年6月25日

第6回総会 議長.....

議事録署名委員 1番委員.....

議事録署名委員 16番委員.....